

老発0331第6号
平成27年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」に規定する介護保険法施行規則等の一部改正について（通知）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号。以下「第4次分権一括法」という。）については、平成26年6月4日に公布され、6月10日付の厚生労働省老健局長通知（老発0610第12号）にてその内容につき通知したところです。

今般、第4次分権一括法の施行に伴い、厚生労働省関係省令について、所要の規定の整備等を行うことを内容とする、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（厚生労働省令第55号）が交付され、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下、「施行規則」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市区町村を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

第4次分権一括法による介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」

という。) 及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法の一部改正に伴い関係省令について所要の規定の整備を行ったものである。

第2 主な改正内容

1 業務管理体制の整備関係

- (1) 介護サービス事業者は業務管理体制の整備について、遅延なく届出なければならないが、その届出先について指定都市を追加したこと。(施行規則第140条の40第1項関係)
- (2) 届出を受けた都道府県知事が業務管理体制の整備に関して行った改善命令に事業者が違反したときは、関係都道府県知事等に対し、当該違反の内容を通知しなければならないこと。(施行規則第140条の42関係)

2 権限の委任関係

地方厚生局が行っている介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督業務、市町村長が行う介護サービス事業所等の指定事務等の報告又は助言若しくは勧告業務及び介護サービス事業者等に対する地方自治体との合同による実地指導業務が都道府県に権限移譲されることに伴い、これらの関連業務について厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任する規定を削除すること。(施行規則第165条の3関係)

3 身分を示す証明書の様式関係

法第197条の一部改正に伴い、枝番条項の整理が行われることによる整備を行ったこと。(施行規則第165条の4第6項関係)

4 その他

第2の1(1)及び3については、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法施行規則についても、同内容の改正が行われた。

第3 経過措置等

業務管理体制の整備に関し、権限移譲により介護サービス事業者が区分の変更を理由として届け出なければならない届出書は、法等の改正後の規定の区分に応じて、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。

第4 施行期日

平成27年4月1日